

生ごみ処理機等設置補助金制度についてのお知らせ

家庭から排出される生ごみの減量化、堆肥化等の資源化を促進するため、生ごみ処理機または生ごみ堆肥処理器購入費用の一部を、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

※生ごみ処理機=電気式等の生ごみ処理機

※生ごみ堆肥処理器

◆補助対象

- (1) 町内に住所を有する町民で、購入する処理機または処理器を適正に使用及び管理ができること。
- (2) 町内に事業所を有する事業者または商店から購入される処理機または処理器であること。
- (3) 補助金申請の属する世帯で過去5年以内に町から処理機または処理器の設置に対する補助金の交付を受けたことがないこと。



◆補助金額

- (1) 生ごみ処理機の購入に要した経費の1/2とし、限度額を40,000円としています。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とします。
- (2) 堆肥処理器の購入に要した経費の1/2とし、限度額を5,000円としています。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とします。



問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金

町では地球温暖化対策と環境の保全を推進するため、4月以降に「住宅用太陽光発電システム」を設置する町民皆さんに対し、設置費用の一部（1kwあたり30,000円、上限120,000円）を補助します。

補助金は予算の範囲内で交付されますので、補助金の申請をご検討されている場合は、お早めに申請をお願いします。

◇申請受付期間（平成26年度分）

4月1日（火）から平成27年2月27日（金）まで

◇対象者

対象者は、以下の条件すべてを満たす方（個人）です。

- 1 住宅に太陽光発電システムを設置し、電力会社と売電ができる契約を結ぶ個人
- 2 すべての町税等に未納がないこと

◇注意事項

- ・住宅用太陽光発電システム設置工事前に申請してください。
- ・「住宅用」ですので、事業目的の設置は補助対象ではありません。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

南三陸消防署からのお知らせ

『山火事の防止について』

平成26年全国統一林野火災防火標語

『守りたい 森の輝き 防火の心』

山火事は春先に発生しやすくなります。原因としては枯葉が地上に積もる、降雨量が少ない、空気の乾燥、強風が吹くなどがあります。いったん発生すると大規模に燃え広がるため、命を守る、自然を守るためにも一人ひとりが防火に心がけましょう。



【林野火災防止のための注意点】

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ・ たばこのポイ捨てはしないこと。
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用を控えること。

問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から

詐欺にご注意を!!

振り込み詐欺が県内全域で多発しており、被害件数は19件、被害総額は1億円を超えています。

振り込み詐欺にはオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺などがあり、最近劇場型と呼ばれる振り込み詐欺が生まれるなどその手法は様々です。

【被害に遭わないために】

- 「電話番号が変わった」は詐欺
- 必ず儲かるは詐欺
- 架空請求はまず相談
- お金を借りる際、「先に保証金払え」は詐欺
- 携帯でATMを操作させるのは詐欺
- 劇場型詐欺は、警察、銀行、宅配業者を装ってお金を騙し取ろうとする。



交通課から

春の交通安全県民総ぐるみ運動の実施について

町内ではさらに震災復興工事が進んでいます。今後、国道の迂回路や町道の廃止が始まり、変化する町内の道路のために交通事故の発生が懸念されます。家庭、職場、学校等において交通安全を呼びかけ、交通事故ゼロの町を目指しましょう。

◇運動の期間

- 実施期間 4月6日（日）から4月15日（火）までの10日間
- 「交通事故死ゼロを目指す日」4月10日（木）

◇運動重点

- 運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」
- 運動の重点
 - ・ 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ 飲酒運転の根絶



問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131



「南三陸復興まちづくり情報センター」がオープンしました

町では、南三陸町における復興まちづくりの概要や進捗状況等を広く情報発信する施設として「南三陸復興まちづくり情報センター」を3月20日（木）に開設しました。

今後、パネル、模型、コンピュータ・グラフィックス映像等により、南三陸町における復興まちづくりの最新情報を提供します。また、くつろぎのスペースも用意しておりますので、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

- ◇場所 南三陸町志津川字御前下「南三陸さんさん商店街」南駐車場となり
- ◇開設日時 毎週火曜日から土曜日 午前10時から午後4時（祝日、年末年始を除く）
- ◇主な展示内容

- (1) 南三陸町震災復興計画の概要
- (2) 各復興事業の概要（国・県・町が行う復興事業の概要説明資料）
- (3) 工事状況写真等の進捗状況説明資料
- (4) 復興まちづくりに係る模型、コンピュータ・グラフィックス映像
- (5) その他関連資料



問い合わせ 復興市街地整備課 ☎46-1382

〈過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ〉

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成26年4月からは、申請時点での2年1か月前の月分まで申請ができるようになります。

【申請方法は】

住民登録している市町村役場及び年金事務所に申請してください。必要な添付書類など、詳しくは下記まで問い合わせください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117

〈次回の年金相談会〉

日時：5月13日（火）
午前10時から午後3時まで
場所：南三陸町役場1階相談室
※年金に関する相談に応じます。

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

消費税引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置

平成26年4月1日から申請受付を開始します

住まいの復興給付金

東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される時期に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることが出来る制度です。※補修の申請の際は、補修前後の写真が必要になります。

被災住宅（東日本大震災により被害が生じた住宅）

- * 1 災証明書で「全壊または流出」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床上浸水（※1）」の認定を受けた住宅
- * 原子力災害による避難指示区域等（※2）内にある住宅

新たに住宅を建築・購入 被災住宅を所有していた者 被災住宅を補修

建築・購入した住宅（再取得住宅）に居住 補修した被災住宅に居住

「再取得住宅」とは、被災住宅に代わり、建築・購入した新築住宅、または宅建業者から購入した中古住宅のこと

給付金受領

※1：建築・購入の場合は被災住宅を取り壊していることが必要。
※2：避難指示区域、特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）のことをいう。

問い合わせ 住まいの復興給付金事務局
コールセンター（受付時間：午前9時～午後5時）☎0570-200-246
I P電話等からのご利用 ☎022-745-0420 ホームページhttp://fukko-kyufu.jp

制度の内容、申請対象、申請書類等は、ホームページまたはコールセンターでご確認ください。